

道第13-2号様式

公 告

道営土地改良（天塩創生地区（区画整理））事業の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条第4項の規定に基づく協議をしたいので、法第88条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定によりこの旨を公告し、関係書類を縦覧します。

また、変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第88条第6項で準用する法第87条の2第9項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年（2025年）12月15日

北海道知事 鈴木 直道

1 縦覧について

（1）関係書類の名称

土地改良事業変更計画概要書

（2）縦覧期間

令和7年12月15日から令和8年1月5日まで

（3）縦覧場所

掲示板及び天塩町役場のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

rumoi.nousonnsinnkou1@pref.hokkaido.lg.jp

（北海道留萌振興局産業振興部農村振興課）

（2）意見書の提出期限

令和8年1月5日（必着）

（3）意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、北海道留萌振興局農村振興課までお問い合わせください。

インターネットを利用して公衆の閲覧及び縦覧に供するウェブサイト

道営土地改良（天塩創生地区（区画整理））事業計画の変更に係る土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定に基づく公告の内容及び変更後の当該事業の計画の概要の縦覧について

この度、道営土地改良（天塩創生地区（区画整理））事業計画を変更することにあたり、北海道知事から、当町のウェブサイトにおいて土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定に基づく公告の内容を公衆の閲覧に供し、変更後の当該事業の計画の概要について縦覧に供するよう依頼があったことから、令和7年12月15日から令和8年1月5日まで以下のとおり掲載します。

令和7年12月15日付け公告の内容 (PDF: 514KB)

道営土地改良（天塩創生地区（区画整理））事業変更計画概要書 (PDF: 129KB)

位置図 (PDF: 1,416KB)